第十六条の三第三項中「以下この条」を「第六項」に改め、同条第四項中「農用地等」を「前条第一項各号に掲げる固定資産」に改める。

第十八条の二第二項各号中「五十五万円」を「六十五万円」に改める。

第十九条第四項中「（以下この項において「原価等の額」という。）」を削り、同項後段を削る。

第十九条の二を次のように改める。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者に勤務する非居住者等の給与の非課税）

第十九条の二　法第二十九条第三号に規定する政令で定める任務は、次に掲げるものとする。

一　法第二十九条第一号に規定する公式参加者の令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の会場における展示について責任を有すること。

二　前号の展示の内容を二千二十七年国際園芸博覧会政府委員に通知すること。

第二十二条の九中「（昭和五十五年法律第六十五号）」を削る。

第二十五条の八第十四項中「第百二十条第六項」を「第百二十条第八項」に改める。

第二十五条の十の二第十四項第二十七号中「及び第三十号において同じ。）又は」を「、第三十号及び第三十二号において同じ。）又は」に、「この号、第二十九号イ及び第三十号において同じ。）に」を「この項において同じ。）に」に改め、同項第三十一号中「できないもの」の下に「又は同条第十二項第二号に掲げるもの」を加え、「）の同号」を「）の同条第五項第一号」に改め、同項第三十三号を同項第三十四号とし、同項第三十二号を同項第三十三号とし、同項第三十七条の十四第二十二項に規定する勘定廃止通知等の提出又は提供をして上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた同項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとされる同項の勘定に係る上場株式等で、当該口座から当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定口座への振替の方法により当該上場株式等の全てを受け入れるもの

第二十五条の十の二第二十六項中「発行した法人」の下に「又は当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者」を加え、同項に次の一号を加える。

四　当該受託者が所得税法施行令第百十四条第四項に規定する払戻しを行った場合　当該払戻しを行った旨及び当該払戻しに係る同項に規定する元本減少割合

第二十五条の十の三第五項中「提示又は」を「提示若しくは」に改め、「送信」の下に「又はその者に係る特定通知等（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第五条第三項の規定による通知その他財務省令で定める通知又は提供をいう。）」を加える。

第二十五条の十の十二中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第二十五条の十一第四項及び第五項中「第百二十条第六項」を「第百二十条第八項」に改める。

第二十五条の十一の二第十四項中「第七項」を「第九項」に改め、「第百二十条第五項」の下に「及び第七項」を加える。

第二十五条の十二第一項第一号中「特定株式（以下この条）の下に「、次条第十項」を加え、「同項」を「法第三十七条の十三第一項」に改め、同条第二項第一号中「第七項及び第八項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同条第三項中「、又は」の下に「出国（」を「規定する出国」の下に「をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）」を、「残数をいう」の下に「。次項並びに第十二項第二号イ及びロにおいて同じ」を加え、同条第四項中「前項に規定する」を削り、同条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項第一号から第三号までを次のように改める。

一　法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式　平成十五年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

二　法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式　平成十六年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

三　法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる特定株式　令和二年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

第二十五条の十二第十項を同条第十五項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「居住者又は」を「居住者若しくは」に改め、「（次項及び第十項第一号ロにおいて「特例株式会社」という。）」を削り、「受けた場合」の下に「又は同条第三項の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が年の中途において死亡をした場合におけるその相続人等が、当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者がその年中に取得をした当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合」を加え、「が二十億円」を「及び当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額として財務省令で定める金額（以下この項において「適用特定株式控除未済額」という。）の合計額が二十億円」に、「その適用を受けた年」を「同条第一項の規定の適用を受けた年又は当該適用特定株式控除未済額が生じた年」に改め、「受けた特例控除対象特定株式」の下に「又は当該適用年において生じた適用特定株式控除未済額に係る特例控除対象特定株式」を加え、同項第二号イ中「以外の」を「と銘柄が異なる」に改め、「適用額」の下に「及び適用特定株式控除未済額の合計額」を加え、同号ロ中「適用額」の下に「及び適用特定株式控除未済額の合計額」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12　法第三十七条の十三第一項又は第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした前項に規定する特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき、同条第一項の規定の適用を受けた場合又は同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合において、適用年の翌年一月一日（その者が当該適用年の中途において出国をした場合には、その出国の時）から当該適用年の翌年十二月三十一日までの間に、当該適用年において取得をした特例適用控除対象特定株式の法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡（当該特例適用控除対象特定株式に係る法第三十七条の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該特例適用控除対象特定株式の譲渡その他の財務省令で定めるものを除く。）をしたときは、当該適用年の翌年以後の各年分における所得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第四項から第七項までの規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第百五条第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第百十八条第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。

一　当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第百五条第一項の規定により算出した取得価額（前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した金額）

二　当該特例適用控除対象特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額

イ　当該適用年において当該特例適用控除対象特定株式と銘柄が異なる特例適用控除対象特定株式（ロにおいて「他の特例適用控除対象特定株式」という。）がない場合　前項に規定する適用額及び適用特定株式控除未済額の合計額（当該合計額が二十億円を超える場合には、二十億円。ロにおいて同じ。）を当該適用年の十二月三十一日における当該特例適用控除対象特定株式に係る控除対象特定株式数で除して計算した金額に当該譲渡をした当該特例適用控除対象特定株式の数を乗じて計算した金額の合計額